

大甲第七〇号 外九件案 昭和三十七年三月三日 上奏 昭和三十七年三月四日 施行 昭和三十七年三月四日 昭和三十七年三月四日 公布 昭和三十七年三月四日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

総理府事務官

為 義 卯 五
五 五

別紙 大蔵大臣請議 五 五

塩専売法の一部を改正する法律案外九件 要綱

右閣議に供する。

指令案
例文

- 一、塩専売法の一部を改正法律案要綱
- 一、特定債権の処理に関する法律案要綱
- 一、租税特別措置法の一部を改正する法律案要綱
- 一、貴金属管理法の一部を改正する法律案要綱
- 一、設備輸出為替損失補償法案要綱
- 一、関税法の一部を改正する法律案要綱
- 一、関鎖機関令の一部を改正する法律案要綱
- 一、日本開港銀行法の一部を改正する法律案要綱
- 一、長期信用銀行法（仮称）案要綱
- 一、貸付信託法（仮称）案要綱

大甲七〇

官房様 60号

昭和27年2月28日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 池田 勇 人



閣 議 請 議

くじら、にしん等の漁獲物の塩蔵用の塩を特別価格で
売り渡すことができるようにするため、塩専売法の一部
を改正する必要があるので、別紙要綱案につき閣議を求
めます。

大
蔵
省

一 旨の通り承知し、速に議決する所
一 旨の通り承知し、速に議決する所
一 旨の通り承知し、速に議決する所
一 旨の通り承知し、速に議決する所
一 旨の通り承知し、速に議決する所
一 旨の通り承知し、速に議決する所
一 旨の通り承知し、速に議決する所
一 旨の通り承知し、速に議決する所
一 旨の通り承知し、速に議決する所
一 旨の通り承知し、速に議決する所

塩専売法の一部を改正する法律案要綱

- 1 くじら、にしんその他政令で指定する漁獲物の塩蔵用塩について特別価格を設けること。
- 2 特別価格以外の価格で買った塩をあらかじめ公社の承認を受けて塩蔵用に使用する場合に、その特別価格と一般用の売渡価格との差額に相当する金額の範囲内で交付金を交付することかできるようにすること。
- 3 特別価格で塩を買い受けた者に対する帳簿の作成、報告の提出、指示についての規定を改めること。

大
藏
省

日 8 5 民 8 年 7 5 第 10 号

通 告 第 10 号

人 員 田 部 次 郎 次

名 額 等 類

（一）漁獲物の塩蔵用塩の購入に際し、特別価格を適用するものとする。

（二）特別価格以外の価格で買った塩をあらかじめ公社の承認を受けて塩蔵用に使用するものに、その特別価格と一般用の売渡価格との差額に相当する金額の範囲内で交付金を交付することかできるようにすることとする。

（三）特別価格で塩を買い受けた者に対する帳簿の作成、報告の提出、指示についての規定を改めることとする。

。すまひ

大
下
フ
ウ

大
甲
七
一

官房秘第 64 号

昭和27年2月28日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 池田 勇 人



閣 議 請 議

特定債権の処理に関する法律を制定する必要があるので、別紙法律案要綱はついて閣議を求めます。

大蔵省主計局法規課長 佐藤 一郎

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

特定債権の処理に関する法律案要綱

1. 目的

連合国軍から返還を受けた旧軍関係の特殊物件の売払代金に係る債権、薪炭需給調節特別会計の廃止に伴い一般会計に帰属した債権及び法令による公団の解散に伴い国庫に帰属した債権（以下「特定債権」という。）を保全するとともに、当該債権に係る収入金を納付することが著しく困難であるものの処理を適切ならしめること。

2. 要点

- (1) 各省各庁の長又はその委任を受けた官吏（以下「各省各庁の長等」という。）は、特定債権で、その債務者の資力の状況により直ちに当該債権に係る収入金を納付させることが著しく困難なものについては、延納又は分納の特約ができること。
- (2) 各省各庁の長等は、延納又は分納の特約をした場合において、債務者の資力が回復し又はその状況が悪化したときは、延納又は分納の条件を変更することができること。
- (3) 特定債権について裁判所が和解又は調停をする場合

大
甲
七
二

官房総務課 第3号

昭和27年2月28日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 池田 勇人



閣 議 請 議

最近における経済情勢の変化に即応せしめるため租税特別措置法等の一部を改正する必要があるので、別紙租税特別措置法の一部を改正する法律案等要綱について閣議を求めます。

大
蔵
省

においては、法務総裁又はその指定する職員は、裁判所の勧告に基づいて特別の譲歩ができること。

(4) 債務者が元本の弁償を誠実に履行している場合には債務者の資力の状況により利子の全部又は一部を免除することができること。^(等)

租の特別措置法の一部を改正する法律案委員

最近における経済の停滞の变化に対応せしめるため、次により租の特別措置法の一部を改正するものとする。

1 租の特別措置法の一部を改正する法律案委員

- (イ) 貸家の用に供する后住用家屋及び事業者がその従業員の後任の用に供する家屋について減価償却に関する特例を設ける。なお、昭和27年4月1日以降5年間に新築する后住用家屋の所有権の保存の登記又は法定債の取得の登記に対する登録料を軽減する。
- (ロ) 后住用家屋又は自作土地を譲渡し、その譲渡の前後一年以内に譲渡した財産と同種の財産を取得した場合の譲渡所得課税の特例を設ける。
- (ハ) 公益を目的とする事業を営む特定の法人に対して財産を贈与した場合又は相違金の納付がみつた場合には、譲渡所得に対する課税を行わないものとする。
- (ニ) 日本経済再建のため緊要な工業所有権等の使用料については、その所得額の源泉徴収率を10%（一般は20%）とし、この種の工業所有権等の使用料に対する源泉徴収の実施の時期を一定期間延期する。
- (ホ) 航空機の燃料用に供する揮発油については、一年間を限り、揮発油税の課税を免除する。
- (ヘ) 更生緊急保護事業を行う法人が、その用に供する土地、家屋の取得の登記の登録料を免除する。
- (ニ) 賠償指定施設の指定の解除がみつた場合の法人税の徴収を猶予する旨その納付について特例を設ける。

官房記録 68号

昭和27年2月28日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 池田 勇人



閣 議 請 議

貴金属管理法の一部を改正する法律を第十三回国会に提出する必要がありますので、別紙法律案要綱について閣議を求めます。

大
蔵
省

2 資産再評価法の一部を改正する法律案要綱

- (1) 相続の開始があつた場合に譲渡所得課税を行わないこととするに併い、再評価税についてもこの場合の再評価税の課税を行わないこととする。
- (2) 資産の譲渡・贈与があつた場合の再評価税の負担を軽減するため、その場合の再評価差額から10万円を控除するものとする。
- (3) 賠償指定施設について再評価を行つた場合の再評価税の徴収を猶予する等その納付について特例を設ける。

3 災害被害者に対する相続の減免・徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

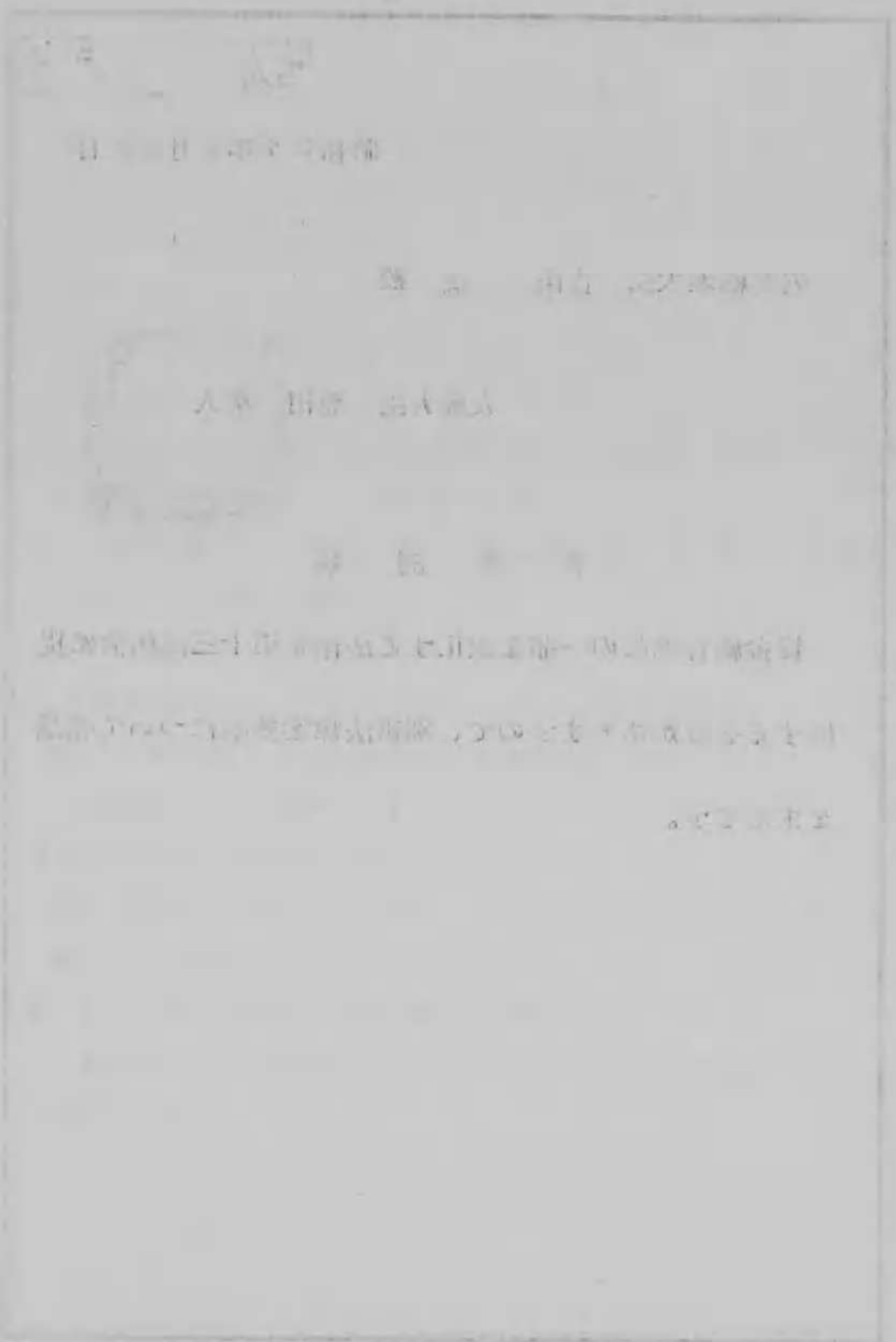
- (1) 災害があつた場合の所得税の減免をなすうる範囲を所得金額80万円(現行30万円)以下の場合に拡張する。
- (2) 年の中で災害があつた場合に既納の所得税を還付し、又は予定納税額の変更をなすうることとする。

4 通行税法の一部を改正する法律案要綱

- (1) 特別2等車の特別料金に対して通行税を課しうることとする。
- (2) 日本国有鉄道の通行税の納付についてその合理化をはかる。

5 国庫徴収法の一部を改正する法律案要綱

国庫について徴収猶予をする場合の利子税を免除しうる範囲を拡張する。



貴金屬管理法の一部を改正する法律概要網

第一、目的

銀及び白金族地金の政府買上及び政府割当配給制度を廃止することにより、政府の集中した金地金については、金鉱業者等による売上、政府の松手価格を越える細格の金鉱業者等から需要者による売却することにより、金地金の増産に資することとする。

第二、要綱

1. 法律の題名を「金管理法」と改める。
2. 本文中「貴金屬」と「金」は、「貴金屬地金」と「金地金」と改め、その字句改正により、銀及び白金族地金の政府買上及び売却の制度を廃止する。
3. 現行の政府の直接売却の方式を割当の制度に改める。
4. 政府所有の金地金の売却方式を次の通り改める。
 - (a) 政府は金納入者（金鉱業者及び金地金回収者）に対し、これら者の

政府は、対する金地金の売却量に於いて、政府所有の金地金の売却する。
(四) 金納入者は、(イ)により買受けた金地金を、原則として加工用金売さば、
さ業者は売却する。

(イ) 加工用金売さば業者は、(ロ)により買受けた金地金の、金地金の割当
を受けた実需者は売却する。

五 主務大臣は、国民経済上の必要があるときは、次の(ロ)、(ハ)により
金納入者又は加工用金売さば業者が金地金を売却する場合の価格
を定むるときは、できるものとす。

六 主務大臣は、金地金の需給調整上必要があるときは、金納入
者又は加工用金売さば業者に対し、その所有に係る金地金の売却に
必要を命令を下るときは、できるものとす。

七 加工用金売さば業者の営業には認可を要するものと、齒科用金地金加工
業に準ずる規定を設ける。

八 金納入者及び加工用金売さば業者等に対する取締規定及び罰則を設
けらる。

大藏省

69号

昭和27年2月28日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大藏大臣 池田 勇人

閣議 請 議

設備輸出為替損失補償法を制定する必要があるので、別紙
要綱案につき閣議を求めらる。

大甲七四

昭和21年8月8日

内閣府 吉田 英 閣

大藏大臣 幣原 重九郎 人

閣 議 録

重要原材の確保に關する。設備輸出の相手方が、外國為替相場の変更に伴つて、損失を補償するに關する。別紙。

設備輸出為替損失補償法要綱案

1. 制定の目的

設備の輸出者が外國為替相場の変更に伴つて、損失を補償することにより、本邦の重要原材の確保に貢献する設備輸出貿易の促進を図る。

2. 制定の要旨

(1) 大蔵大臣は、次に掲げる場合には、設備の輸出者と相手方と、外國為替相場の変更による損失を補償する契約を締結することができるものとす。

(2) 設備輸出が國際收支上不利な地域から有利な地域への輸入市場の転換に役立つ場合

(3) 設備輸出が國際收支上有利な地域に輸入市場を開拓することにより、重要原材の確保に役立つ場合

(4) 補償契約の相手方が、外國為替相場の変更によつて受け取ら利益は、国庫へ納付するものとす。

(5) 補償契約の相手方は、大蔵大臣が定める率により、補償料を国庫へ納

大甲七五

官房秘第 67 号
昭和 27 年 2 月 日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 池田 勇 人



閣 議 請 議

平和条約の締結に伴い、わが国が加入又は参加の承認を申請することとなる税関手続の簡易化に関する国際条約、貨物の原産地虚偽表示の防止に関する協定及び国際民間航空条約の規定にかんがみ、関税法の一部を改正する必要があるので、別紙法律案要綱について閣議を求めます。

大 蔵 省

付したければならないものとする。

(4) 大蔵大臣は、補償契約を締結したときから 5 年を経過した後輸出者がこうむることあるべき為替損失を補償する契約を結ばなければならないものとする。

(5) 補償契約の総額は、毎会計年度 100 億円以内とする。

(6) 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律施行に関する事務の一部を日本輸出入銀行に委任し、その事務を執行させることができるものとする。

関税法の一部を改正する法律案要綱

1、制定の目的

税関手続の簡易化に関する国際条約、貨物の原産地虚偽表示の防止に関する協定及び国際民間航空条約に加入又は参加の承認を申請するための国内法上の措置として、これらの条約及び協定の規定にかんがみ、関税法に所要の改正を行う。

2、改正の要点

(1) 税関手続の簡易化に関する国際条約関係

- (イ) 関税の担保として、従来の金銭、国債及び税関長の確実と認める社債の外に、保証人の保証をも認めて輸入者の便宜を図ることとし、これに伴つて必要な徴収規定を設ける。
- (ロ) 税関手続の簡易且つ迅速な処理を図るために、必要な港頭の保税地域等に関する規定を明確にし、これらの地域に対しては、税関行政の見地から必要最少限度の規制を加えるが、その中における貨物の取扱等はできる限り自由にすることとする。
- (ハ) 税関手続又は規則の軽微な違反に対しては、苛酷な罰を科することを避けるため、罰則の規定を整備する。

大
藏
省

(2) 貨物の原産地虚偽表示の防止に関する協定関係

虚偽の原産地を表示した輸入貨物は、税関において強制保管することとすると共に、保管後の貨物の処理について必要な手続規定を設ける。

(3) 国際民間航空条約関係

税関空港を関税法に規定すると共に、条約に基づいて採択された航空機に関する税関手続の国際的標準等に従つて、関税法中に航空機関係事項を織り込む。

大
藏
省

大
甲
七
六

官房 71号

昭和27年2月27日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 池田 勇人



閣議 請 議

閉鎖機関の整理の促進を図るため、閉鎖機関令の一部を
改正する法律を制定する必要があるので、別紙法律案要綱
について閣議を求めます。

大
蔵
省

[Faint, illegible text on the reverse side of the document, likely bleed-through from the other side]

閉鎖機関令の一部を改正する法律案要綱

1 目的

この法案の目的は、平和条約締結後の情勢に対応し、且つ閉鎖機関の整理の一層の促進を図るため

- イ 閉鎖機関の指定を解除して通常の清算への切替えを容易にし
- ロ 必要ある場合は、閉鎖機関の残存資産を資本として新会社を設立する道を開き
- ハ 平和条約発効後処理を要する閉鎖機関の在外資産負債の整理のための措置を準備する

ことにある。

2 内容

(1) 閉鎖機関の指定の解除に関する改正点

- イ 閉鎖機関の指定が解除された場合、特殊清算人は、株主総会その他これらに準ずるものを招集し、清算人を選任させるものとする。
- ロ 特別法に基き設立された機関の指定解除後の清算に関しては、別に政令で定めうることをいす。

大蔵省

ハ 指定解除に関連して、特殊清算人の政府への報告、利害関係人の異議申立等につき規定を整備する。

ニ 法人税の課税に関し、本邦内に本店若しくは主たる事務所を有しない閉鎖機関の清算所得について、所要の規定を設ける。

(2) 新会社設立のための改正点

閉鎖機関の国内資産をもつて新会社を設立せんとするときは、特殊清算人は、一定数の株主又は債権者の申立により、新会社設立計画書を作成し、大蔵大臣の認可を経た後、その定に従い新会社を設立するものとする。

イ 新会社設立計画書の作成及びその公告

特殊清算人は、株主又は債権者の申立があつたときは、清算手続を停止し、所要の事項を記載した新会社設立計画書を作成し、大蔵大臣の認可を求めるところとする。

特殊清算人は、計画書を提出した後、その趣旨を公告し、利害関係人に異議があるときは、一定の期間内に大蔵大臣に対し、その申立をなさしめるものとする。

ロ 大蔵大臣の認可

大蔵大臣は、新会社設立の計画が適正で且つ公益に反しないこと及び計画に関する債権者、株主等の異議の有無等を参しやくして、計画書を認可し又は却下する。

ハ 設立される新会社と閉鎖機関の関係

計画書の定めるところにより、閉鎖機関は、その残存資産を新会社に出資又は譲渡し、新会社は、設立に際し発行する株式の全部を閉鎖機関の債権者、株主等に割当て且つ閉鎖機関の債務の一部を承継する。

新会社設立の日において、閉鎖機関の清算は終了する。

ニ 在外及び準在外活動閉鎖機関に関する措置

在外及び準在外活動閉鎖機関のうち大蔵大臣の指定する機関については、その在外債務等の引当のため、政令で定める額の資産を留保し、残余の資産について上記の諸措置を行う。

大
蔵
省

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

ホ 独占禁止法との関係

閉鎖機関に対する債権者又は株主たる会社、金融機関が新会社の株式を保有する場合及び新会社が閉鎖機関の残存資産の出資又は譲渡をうける場合に、独占禁止法との抵触を防ぐために、これら株式及び資産の暫定的保有に関する例外規定を設ける。

(3) 閉鎖機関の在外資産負債の処理に関する改正点

イ 閉鎖機関の特殊清算の対象として、[本邦内にある財産]の外に[その他の財産]を加え、その内容は、現実に在外資産が返還せられた場合、直ちに命令で定めうることをする。

ロ 閉鎖機関の在外負債のためにその国内資産のうち留保されている資金の処理に関しては、平和条約に基づく在外負債の処理の問題が決定次第命令で定めうることをする。

大蔵省

大
甲
七
十

72号

昭和27年2月27日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 池田 勇 人



閣議 請 願

日本興業銀行の業務の範囲を拡張するほか、これに
資金の借入の権能を与え又米田対日援助見返資金特別
会計からその私企業に対する貸付廣権の全部又は一部
を承継しうる等の必要があるので、別紙日本興業銀行
法の一部を改正する法律案要綱について閣議を求めま
す。

大
蔵
省

日本開発銀行法の一部を改正する法律案要綱

1 日本開発銀行の業務を左の通り改めること。

(1) 日本開発銀行の肩替り業務の方法として、返済資金の貸付のみでなく、新たに銀行その他の金融機関の開発資金の貸付債権につき、その全部又は一部を譲り受けることができるものとする。

(2) 日本開発銀行は、開発資金に関する債務の保証を行うものとする外、開発資金に充てられる外資の受入を促進するための債務保証をも行うものとする。

2 日本開発銀行は、政府から資金を借り入れ、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金を借り入れることができるものとする。

但し、資金の借入額と債務保証の現在額との合計額は、自己資本（資本金と準備金との合計額）に相当する額をこえてはならないものとする。

3 日本開発銀行は、毎事業年度の利益金の¹⁰⁰百分の20に相当する額、融資残高の1000分の7に相当する額、いずれか多い額を準備金として積立て、残額は、翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。

日 正 民 正 年 正 正 正 正

堀 英 田 吉 田 大 興 務 閣 内

人 兼 田 正 田 大 務 大

議 語 議 閣

日本開発銀行の業務の行態開本日
既許金資既長世對日按回米又よせを前辭の入首の金資
際一お又据全の辭實付資る下按の業企採の予の情会
行態開本日既既、アのるあ改要必の準る下、辦運を
まめ來を議閣アのの辭要案集出る下五並を際一の出
。下

日本開発銀行に対しては、法人税、事業税等は、免額とする事。

4. 復興金融金庫に対する政府出資金は、日本開発銀行によるその権利義務の承継の日日本開発銀行の政府からの借入金となつたが、右の借入金を日本開発銀行の資本金（政府出資金）と改める事。

5. 日本開発銀行は、政令で定めるところにより、米国対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付債権（これに附随する権利義務を含む。）の全部又は一部を承継しうるものとする事。

この場合、右の承継貸付債権に相当する額が、米国対日援助見返資金特別会計から日本開発銀行に対して貸し付けられたものとする事（但し、この貸付金は、将来、米国対日援助見返資金特別会計からの日本開発銀行に対する出資金となしうるものとする事）。

6. 日本開発銀行は、前項の規定により承継した貸付債権の管理及び回収に関する業務を行いうるものとする事。

大
甲
七
八

官
70号

昭和27年2月28日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 池田 勇 人

閣 議 請 議

現下の経済金融の事情に照し、長期金融の円滑を期し、銀行業務の分化による金融制度の整備に資するため、長期信用銀行法を制定する必要があるので、別紙法律案要綱について閣議を求めます。

大
蔵
省

長期信用銀行法（仮称）案要綱

1 目的

この法律は、長期金融の円滑を図るため、長期信用銀行の制度を確立し、その監督の適正を期するとともに、銀行業務の分化により、金融制度の整備に資することを目的とする。

2 資本の額及び免許

長期信用銀行は、資本の額が百億円以上の株式会社であることを必要とし、その営業については大蔵大臣の免許を要するものとする。

3 商号

長期信用銀行は、その商号中に銀行という文字を用いることを要するものとする。

4 長期信用銀行の業務

- (1) 長期信用銀行の業務は次の通りとする。
- (a) 設備資金又は長期運転資金に關する貸付若しくは手形の割引又は債務の保証若しくは手形の引受
- (b) 国債証券、地方債証券、社債券その他の債券、株券又は出資証券の応募その他の取

日 8 2 月 2 年 7 2 味 甲

廻 英 田 吉 臣 大 蔵 務 長 官

人 眞 田 新 臣 大 蔵 長

類 備 類 閣

限 ぎ 借 付 金 の 額 金 限 員 、「 J 類 の 割 引 事 の 額 金 商 務 の 不 限
 する 資 金 割 引 事 の 額 金 限 員 、「 J 類 の 割 引 事 の 額 金 商 務 の 不 限
 限 員 、「 J 類 の 割 引 事 の 額 金 商 務 の 不 限
 。 を ま ぬ 來 ぎ 類 閣 丁 へ の 附 要 案 類 員

ス
リ
メ
ノ

得。但し、社債券その他の債券、株券又は
出資証券については、売上の目的をもつて
するものを除く。

(c) 預金の受入。但し、國若しくは地方公共
団体又は貸付先、社債募集の委託を受けて
いる会社その他取引先からの預金の受入に
限る。

(d) 為替取引

(e) 地方債又は社債その他の債券の募集の受
託

(f) 前各号に掲げる業務に附随する業務

(2) 長期信用銀行は、(1)の業務の外(1)の業務を
妨げない範囲において、不動産を担保とする
長期資金に関する貸付をし、又は受け入れた
預金及びこれに準ずるものの合計金額に相当
する金額を限り短期資金に関する貸付若しく
は手形の割引をし、又は債務の保証若しくは
手形の引受けをすることができることとする

(3) 長期信用銀行は、担保附社債信託法により
担保付社債に関する信託業を営むことができ

ることとする。

5 債券の発行

長期信用銀行は、資本及び準備金の合計額の
の倍に相当する金額を限度として、債券を発
行することができることとし、その他「銀行等
の債券発行等に関する法律」の債券発行に関す
る規定の内容に準じ所要の事項を定める。

6 銀行法等の準用等

合併、他業会社への転移等につき銀行法に準じ
た規定を設けるとともに、銀行法の規定のうち
所要のものを準用する。

7 経過規定

(1) この法律の実施について適当な準備期間を
置くため、その施行日は別に政令で定めるこ
ととする。

(2) この法律公布の日において既に債券を発行
している銀行が、長期信用銀行となる希望を
有する場合においては、免許手続を簡略化す
る。

(3) 銀行等の債券発行等に関する法律は、この

法律の施行と同時に廃止する。但し、当該法律に基づいて既に発行された優先株及び債券に関しては、この法律施行後も、なお、その効力を有することとする。

- (4) 銀行が長期信用銀行となつた場合においては、従前の業務のうち、この法律の規定にて、い触する業務に属するものについて経過措置を講ずる。
- (5) 銀行等の債券発行等に関する法律に基づいて発行されている債券を長期信用銀行が営業の一部譲受の結果承継した場合等における債券発行限度等について暫定的に特例を設ける。
- (6) 農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法を改正し、債券発行限度を20倍に改めること等債券発行に關する所要の規定を置く。
- (7) その他関連法律について、所要の調整を加える。

大
甲
七
九

官 173 号

昭和27年2月28日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

大蔵大臣 池 田 勇 人



閣 議 請 議

現下の財政金融の事情に照し、一般投資者による産業投資を容易にすることも、受益者の保護に資することにより資源の開発その他緊要な長期資金の円滑な供給を図るため、貸付信託法（仮称）を制定する必要があるので、別紙法律案要綱について閣議を求めます。

大
蔵
省

貸付信託法（仮称）案要綱

1. 目的

この法律は、多数の委託者が、共同の目的をもつ一箇の信託約款に基く貸付信託の信託契約により信託した金銭を特定の貸付に運用する貸付信託について受益証券を発行する制度を設け、一般投資者による産業投資を容易にするとともに受益者の保護を図ることにより、資源の開発その他緊要な長期資金の円滑な供給を図ることを目的とする。

2. 発行主体

受益証券の発行主体は、信託会社又は信託業務を営む銀行とする。

3. 信託契約の締結

(1) 受託者は、貸付信託の信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けた信託約款に基いてしなければならない。

(2) 貸付信託の信託契約の期間は、二年以上でなければならない。

日 昭 和 二 十 一 年 七 月 二 日

内閣府大臣 田 吉 臣

大蔵大臣 田 中 正 一

閣 議 決 案

この法律は、多数の委託者が、共同の目的をもつ一箇の信託約款に基く貸付信託の信託契約により信託した金銭を特定の貸付に運用する貸付信託について受益証券を発行する制度を設け、一般投資者による産業投資を容易にするとともに受益者の保護を図ることにより、資源の開発その他緊要な長期資金の円滑な供給を図ることを目的とする。

4. 信託契約の予約及び成立

信託会社は、信託契約の予約をし、申込者より信託しようとする金銭を受領したときは、信託証書等に代えて、信託契約成立の日に受益証券として効力を発生する証券を当該申込者に交付することができることとする。

5. 信託約款及びその変更の承認

(1) 信託約款及びその変更は、大蔵大臣の承認を要することとする。

(2) 信託約款の変更の場合には、受託者は、これを公告することを要するものとし、これに異議のある受益証券の権利者には受益証券の買取請求権を与える。

6. 受益証券

(1) 貸付信託の受益権は、受益証券により表示するものとし、その譲渡等は受益証券により行うものとする。

(2) 受益証券は無記名式とする。但し、受益者の請求により記名式とすることができる。

(3) 受益証券の譲受者は、委託者の権利及び義

務を承継するものとする。

7. 受託者による受益証券の買取

受託者は、受益証券の権利者の請求があつたときは、発行後1年以上を経過したものに限り、その固有財産をもつて当該受益証券を買い取るることができる。

8. その他

証券取引法その他の法律との調整及び経過措置を講ずる。